

Title	講話に伴う経済上の問題
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.1 (1919. 1) ,p.62- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190101-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

講和に伴う經濟上の問題

堀江 歸一

獨逸の銀行業者にフオン、ツエツドリツ、なる人あり、今回の戦争に於て、獨逸其他同盟諸國が聯合諸國に對して、戦捷を博す可きことを確信し、戦勝國の權利として、戦敗國に課す可き軍事賠償金の問題に就て研究を試み、結局賠償金計算の項目として、第一動員費、第二戦争中に於ける陸海軍々事費、第三武器軍需品貯藏費、第四城砦修理費、第五船舶損傷に對する賠償、第六鐵道の復舊、第七地方政府の軍事費賠償、第八個人、地方團體の蒙れる各種の損害に對する賠償、第九傷疾を蒙れる者又は戦死者の遺族に交付せらる可き恩給に對する元資金等を數へたり。思ふに獨逸人の自國軍事的勢力を過信するの甚だしき、聯合諸國の實力を輕視し、自國の勢力の衰弱するに先だちて、聯合諸國の壊敗を免かれざるものとし、早くも軍事賠償金

に關する計算に思を致せるものなる可しと雖も、今や形勢は急轉直下の狀を以て變動し、獨逸は如何なる條件をも忍んで和を聯合諸國に請はざる可からざることゝ爲り、ツエツドリツ、の償金に關する計算の如き、却て聯合諸國に利用せらるゝの奇觀を生ずるに至れり、然らば聯合諸國は今、何を標準として、獨逸に償金を賦課せんとするか。凡そ戦勝國が戦敗國に償金を賦課するに就ては、據る可きの標準必ずしも少なしとせず。第一戦勝國が戦時に費したる軍事費を回收するの限度に於て、償金を計算するが如き、第二軍事費を回收する以外に、戦後の施設にして、戦争と直接の關係を有するもの例へば兵器城砦の修理、軍需品の貯蓄、恩賞救恤金恩給等に要する資金を算入するが如き、第三戦勝國が戦争の或る期間に於て、戦敗國の軍隊艦船に依て、領土船舶其他の財産に損害を蒙りたりとすれば、之に對する賠償金を計算するが如き、何れも償金の金額を決定する標準を以て目す可きものなり。然も今回の歐洲戦争に於ては、是等以外に、更に償金決定の標準たる可きものゝ存することなきや否や。

今回の戦争に於ては同盟國側も、聯合國側も共に死活を賭して、戦ひたるものと

認む可し。固より交戦諸國の個々に就て之を云ふときは、他國に對して宣戰を布告したるに就ても、將た又既に戰爭の起れる後に、之に参加したるに就ても、夫れ夫れ理由の見る可きものあるが如しと雖も、其理由たる多くは一場の強辯たるに止まり、眞實の理由に至つては、要するに對手國の存在を以て、自國國運の發達に不利なりとし、戰爭に乗じて、對手國に一撃を加へて、自國の發展に便せんとするの一事に之を歸せざる可からず。就中英吉利、獨逸の兩國が互に對立して、聯合の中堅たり、同盟の盟主たる地位に居るの一事は、此戰爭に經濟上の意義極めて深長なることを示すの證左なりとす可し。既に戰爭に經濟上の意義を存し、而して今回聯合諸國が獨逸を壓倒して、講和條件を命令するを難しとせざるの趣ある以上は、諸國が獨逸に軍事賠償金を課するや、管に上記の標準のみに據らず、此以上に獨逸將來の經濟社會に打撃を與へ、獨逸が從來英米佛諸國に加へたる經濟上の競争を緩和する程度まで、經濟社會を疲弊せしむるの具に充てんとするは當然の數にして、斯の如くして償金の計算は一個の新標準を附加せられたるの觀ありとす可し。

獨逸經濟上の實力に打撃を加ふるの目的を以て、聯合諸國が獨逸に償金を賦課

する場合には、其金額を如何なる邊に居らしむるを以て、至當なりとするや。第一より第三項に至る標準は何れも聯合諸國の財政に於ける有形的數字若しくは獨逸の爲めに破壊せられたる財産價格又は其破壊せられたる期間中の生産力喪失の數量に依て、之を知るを得るの道理なるに反し、第四の標準に依ては、或は獨逸既往の經濟的實力と云ひ、或は之に對して加ふる壓迫と云ひ、共に無形の事實に屬し、其決定甚だ容易ならざるものあり。講和會議若しくは其豫備會議は此點に就て、關係諸國の被害申出額と獨逸經濟上の實力とを對照し、被害を賠償するに必要な金額を超過して、獨逸に賠償金の賦課を命ずるに至る可し。吾人亦斯る公設機關に於ける審査に依頼するの外に道なしと雖も、此問題に關して、世上に唱へらるる議論中、獨逸は聯合諸國に向つて、償金を支拂うの理由を有せすと云ひ、或は獨逸は此理由を有するとするも、償金支拂の實力に缺くる所ありと云ふものあり、斯る議論の正當なるや否やに就ては、償金賦課の先決問題として、寧ろ攻究せざる可からず。

獨逸が償金支拂の理由を有せすと云ふ議論の出處は開戰當初同國の政治家又

は外交家に依て、主張せられたる開戦責任論に關聯し、獨逸を以て開戦の責任者と爲さず、却て他國に強ひられて、戦争の已むを得ざるに至り、開戦以來一切の行動は總て當初の他動的應戦に胚胎し、隨て正當防衛の手段と見る可く、如何なる損害の他國に及べるものありとするも、何等賠償の責任を負はずと云ふものに外ならず。然れども此問題に關して、吾人の引抄せざる可からざるものは、千九百十四年八月四日當時の獨逸帝國宰相ベートマン、ホルウエツヒ氏が帝國議會に於て試みたる演説なり。即ち曰く必要は何等の法律を知らず。吾人の軍隊はルクセンブルグに侵入したり、恐らくは今や白耳義に在らん。是れ明に國際法規の命ずる所に違反するものなり。吾人が今、現に行ひつゝある罪過に對しては、吾人は軍事上の目的の到達せられたる場合に、速に恢復の道を講ず可し。吾人が現に威嚇せられつゝあるが如く、威嚇せられ、又最高の所有物に對して闘ひつゝある者は唯如何にして自己の道程を蹴破す可きやの一事を除いて、何ものゝ存するを知らざるなりと。此演説に據らんか、獨逸が自國の利害を以て、法規以上のものとし、如何なる非行をも正當視するを得べしとして、故意に對手國に暴行を試みたるの事實は之を否定

する能はず。政體に變動を生じて、今や帝國宰相なる官職なしと雖も、開戦當初帝國宰相が議會に言明したる所は之を抹消す可からず。而して獨逸が戦争に伴つて、爲したる所業は即ち開戦當初の宣言に基き、一として非法のものならざるはなし。白耳義佛蘭西の立脚地より云はんか、獨逸が兩國の領土内に於て採掘したる石炭、鐵鑛其他の鑛物の如き、獨逸軍隊に依て、破壊損傷を蒙り、又は國外に移送せられたる産業上の設備の如き、橋梁、道路、鐵道の破壊せられたるものゝ如き、獨逸に收用せられたる農作物の如き、獨逸の占領中、團體個人等に賦課したる軍事徵課金の如き兩國が獨逸より徵收す可き賠償金を計算するに必要なる項目を以て目す可く、更に白耳義の立脚地より見れば、戦争の爲めに、或は獨逸軍隊の虐遇の爲めに、殺傷せられたる者又は其遺族に對する救助金を賠償金の内に算入せざる可からず。蓋し白耳義は斯の如くして得たる賠償金を以て、戦後に於ける勞働力の不足を補充し、戦時に蒙れる經濟的能力の損傷に當らざる可からざるなり。

即ち英米兩國は獨逸に對し、實際に費消したる軍事費を賠償金として要求するを主眼とし、此以外に要求するものありとすれば、主として獨逸戦後の經濟的能力

に負擔を加へて、其發展を妨礙するを目的とす可く、而して佛蘭西白耳義等に至つては、戰費の外に、戰時に蒙れる損害を賠償せしむるの目的を以て、獨逸に要求する所なかる可からず。塞耳比亞モンテネグロ兩國の要求亦同一の方嚮に出づ可く、又獨逸潛航艇が到る所の海洋に跋扈して、聯合諸國の艦船を擊沈したるが如きも、償金の重要なる項目たらざるを得ず。斯る金額を積算して、之を貨幣價值に見積りたる場合に、幾何の金額に上る可きや。其數量の極めて大なる可きは、何人も想像する所にして、斯くて戰爭に依て疲弊したる獨逸は到底巨額の償金を負擔するに道なかる可しと云ふ所説を生ずるに至る次第なり。然れども此所説たる、普佛戰後獨逸が極めて短少の期間内に、殊に主として現金又は即時に現金を以て取立つるを得る商業手形の形態に於て、佛蘭西より巨額の償金を徴收したる事實を念頭に置き、獨逸をして往年の佛蘭西と同一の境遇に居らしめんとするが故に、生ずるの觀なしとせず。即ち獨逸が佛蘭西に償金を課するや、千八百七十一年六月一日より千八百七十四年三月二日に至る間四回に分ちて、五十億法の巨額を納付せしめたり。是れ獨逸が戰後經營に要する資金を償金に仰ぐの必要あり、一方に佛

蘭西亦短期に戰爭の終熄したる爲めに、其財力に大なる損傷を來さず、現に償金支拂の財源を得るの目的を以て、第一回到十五億六千萬法、第二回到三十億法の公債を募集し、共に相當の成績を擧ぐるを得たるの結果なりとす可し。之を今回の戰爭に就て見るに、聯合諸國が或は戰時發行したる公債を處理する爲めに、或は戰時敵國に依て加へられたる損害を恢復する爲めに、或は戰後經營に要する財源を收むる爲めに、償金を必要とするの事情あること、普佛戰後の獨逸に異なる所なしと雖も、今日の獨逸は往年の佛蘭西と異なり、四年數個月に亘る戰爭に依て、國力の疲弊すること甚だしく、到底現金の形態に於て、償金の徴收に應ずる能はずとすれば、如何にして聯合諸國は獨逸に就て、償金を徴收し、一方に獨逸は之に當らんとするや、一個の問題なりとす可し。

二

以上の問題を解決するに就て、吾人の念頭に上る既往の一材料は往年獨逸が佛蘭西より償金を徴收するに當り、アルサス、ローレーンに於ける鐵道を評價し、其價格を以て、償金の一部に充當したるの事實是れなり。即ち同地方に於ける鐵道は

總額三億二千五百萬法と評價せられ、此金額だけ、現金又は短期手形を以て、佛蘭西の獨逸に支拂う可き負擔を輕うするを得たり。此事實に就て見るときは、今回獨逸が聯合諸國に支拂う可き償金たる必ずしも其現金たるを要せず、物資たると、勤勞たると土地森林其他の財産たると、何れを以てするも、可なりとす。償金は貨幣の數量を以て算出するとするも、之を完済するに就て何ものを以てするを便宜なりとするや、其目的物の種類と貨幣に換算する割合とを明にする以上は、例へば白耳義塞耳比亞の如き、經濟上の損害を復舊する爲めに、多額の物資と勤勞とを必要とする國に於ては獨逸の物資を徵發し、獨逸人を強制勤勞に服せしむるを便利なりとす可く、同時に獨逸の經濟的恢復を妨害する所以たる可きなり。

獨逸帝國がカメラル學派以來の傳習的政策に依て、特殊の財政組織を維持し、鐵道、運河、鑛山、土地、森林、郵便、電信、電話等種々の國有財産を所有し、聯邦州に屬する同種の財産亦少なしとせず。現に千九百十三年の歲計豫算に就て概算するに、帝國が各種の官有財産并に官業を通じて收めたる純収入は一億八千六百七十八萬馬克にして、諸聯邦州の收めたる同種収入亦十億七千二十萬馬克に上り、兩者を合計

すれば、十二億五千六百九十八萬馬克に當れり。之を五分利を以て、還元するとき、は資本價格は二百五十一億三千九百六十萬馬克と爲り、恰も普佛戰爭當時の償金の六倍に達するの計算と爲る可し。講和條約の成立に際し、又は其成立後獨逸帝國と聯邦州との間に財政上の負擔に就て如何なる關係を生ずるや、聯邦州中早く帝國に對して獨立の關係を保たんとするもの、あるが如き、帝國の負擔を分配せられんことを恐れ、之を避くるの趣意に出づるものなるや、未だ知る可からずと雖も、聯合諸國の立脚地より云はんか、諸國の獨逸に對して賦課する償金は帝國と共に聯邦諸州の負う可きものにして、既に帝國が軍事上の統帥權を掌握し、諸聯邦を基礎として、軍制を維持する一方に、分擔納付金を諸聯邦に仰ひて、財政を經營する以上は、償金に對しても亦帝國と聯邦州と兩者の財産を合して、以て債權者に満足を與へざる可からざるや、論を俟たざるなり。茲に於てか聯合諸國が獨逸に償金を賦課するや、之を徵收する目的物の寡小なるに苦します。獨逸をして聯合諸國の爲めに、或る方面の領土を割讓せしむる場合に、領土上に鐵道の如き官有財産の存するものあらんか、之を償金の一部と認むるを得べく、又私有財産と雖も、獨逸

政府をして其所有者に對し公債の形態を以て、代償を支拂はしめ、聯合諸國に於て、償金として之を收用するを難しとせざるなり。而して前者に就ては、往年の普佛戰爭に於て、獨逸自ら示したる先例の存するあり。即ち同戰爭の償金として、獨逸は佛蘭西に五十億法の償金を賦課し、其大部分は獨逸の貨幣紙幣、佛國の金銀貨、同上銀行紙幣并に商業手形を以て、領收したれども、尙ほ償金の一部分はアルサスロレンに存在する鐵道を三億二千五百萬法に評價して、之に充てたり。是れ佛蘭西が償金五十億法と利子三億一百六十二萬法を負ひながら、佛蘭西銀行の借入金、第一回并に第二回の公債發行等に依て調達したる償金支拂の財源が遙に右の金額より少なきを得たる所以なり。佛蘭西當時の國情より云はんか、假令以て敵國軍隊に依て首府を侵略せられたりと雖も、戰爭の比較的短期なりしに、加ふるに海上に於て諸外國との交通自由なるを得たる爲めに、戰爭の爲めに、經濟上に大なる疲弊を訴ふることも今日の獨逸の如く爲らず、現金を以て、償金の全部を支拂うの計畫を立つれば、能く之を爲すを得たるの道理なりしに、尙ほ鐵道を償金に充てたるは、要するに現金の形態に於ける償金の負擔を輕減し以て戰後の準備に餘裕を期す

るの心算なりしや、論を俟たず。戰後經濟上に於ける疲弊が當年の佛蘭西に比して、頗る大なる獨逸が物資の形態を以て、償金を支拂するは當然の數にして、苟も聯合諸國が名を償金の賦課に藉りて、獨逸を衰滅せしめんとするものに非ざる限り、此種の便宜を獨逸に認め、償金の支拂を容易ならしめて、之を領收するを以て、兩者に有利なりとす可きなり。

然れども獨逸が物資の形態に於て支拂うは償金の一部分にして、其他は現金又は國債の形態を以てせざる可からず。國債を以てする場合には、獨逸は國內に於ける帝國又は聯邦州の財産を擔保として、之を發行し、償金の請求權を有する諸國、に交付することゝす可し。國債の形態に於て、獨逸をして償金を支拂はしめたる場合に、意を致す可きは、獨逸が國債に伴う義務の履行を怠らざるや否やの一事にして、而して之を怠らざらしむるには獨逸の債務を國際化するを以て、最良の策とす。即ち獨逸より償金を收受す可き諸國の間に代表的委員會を組織し、委員會は對獨諸債權國の爲めに、信託者たる地位に立ち、恰も信託業者が社債券の擔保物に對すると同様の態度を以て、委員會が獨逸の國有財産に臨まんか、以て國際化せら

れたる獨逸國債の信用を確實ならしむるを得べき道理なり。獨逸にして斯る方法に依て、償金に對する國債を發行したる以上は、其發行後國債の存在する限りは、年々所定の利子を支拂ひ、又或る方法の下に、元金を償還するを必要とす可く、而して此支拂には總て現金を以て、之れに充てざる可からず。果して然らば其内國の經濟社會に及ぼす影響は現金を以て即時に償金を支拂うと、公債を以て、之れを支拂うと其間に大差あるを見ず、後者の方法を取れば、前者の方法の下に、即時に且つ短期間に發生す可き事相が數十年の期間に亙りて、徐々に發生するを以て、重要な相違とするのみ。然も現金支拂の場合には、現金拂込の期間内に於て、公債の場合には、公債元利金支拂の行はるゝ期間に於て、獨逸は結局償金を受領する諸國の爲めに、多く國民を勞働せしめて、多量の物資を生産し、之れを諸國に輸出して、以て償金の支拂に當らざる可からず。償金を受領する諸國は此期間獨逸人をして諸國の爲めに勞役に服せしむるものに外ならざると共に、獨逸は此勞役の結果たる物資を多く外國に與へて、以て償金の支拂を決済するに至る可し。戰後獨逸の國際貸借は如何なる状態に推移す可きや、獨逸が從來國際貸借に於て、償權超過の

状態に居りたるは、海運業の旺盛に伴う運賃の收入と海外移住民の送金とに依れるものなり。若しも戰後に於ても兩者の收入に依て、獨逸が國際貸借上、有利なる地位に立つを得ること、戰前に於けるが如くならんか、現金を以て償金を支拂ひ、又は償金として、聯合諸國に交付したる公債の元利金を支拂うに當り、國際貸借に依る償權の收入を振替うるを得るの道理なり。然らば償金の支拂は獨逸に依て其行はるゝことの容易なるを得るが如しと雖も、戰後獨逸の海運業が戰前と同様の状態に居るは之を望む可からず。蓋し戰前斯業の繁昌したるは、本國殖民地間に聯絡を通ずるの必要あり。一方に帝國の海軍は各方面の航路に對して完全なる保護を供したるの結果なるに、今や講和條約に於て、獨逸は殖民地を喪失し、加ふるに其海軍力にも制限を加へられんとす。斯の如くして戰後海運業の發達を望むは至難の業なりとす可く、一方に移民に就て考ふるに、獨逸國內の經濟的疲弊は、更に其國民を驅つて、海外に移住するに至らしむるが如しと雖も、獨逸國民に對する反感の世界到る所に横溢する今日に於て、諸國は果して獨逸國民を收容して、彼等を相當の生業に就かしむるを得るや否や、一個の疑問とせざる可からず。

斯の如く觀察するときは、戦後獨逸が國際貸借を有利なる状態に維持し、以て償金の支拂に振替うるは、甚だ困難なりとす可く、隨て償金の支拂には、輸出貿易の超過を以て、之を充てざる可からず、否之を自然の状態に置かんか、獨逸にして戦後償金支拂の義務を負う以上は、必ず貿易上に輸出超過の事相を生ぜざれば已まざるなり。之を佛蘭西の事例に徴するに、千八百六十七年來常に輸入超過を示したる同國外國貿易は千八百七十二年度償金支拂の義務の發生すると相前後して、連年輸出超過を呈するに至れり。左に之を表示す。(單位百萬法)

年	輸 入	輸 出	入超又は出超
一八六七年	三、〇四〇	二、八二五	入超 二一五
一八六八	三、二九七	二、七九〇	同 五〇七
一八六九	三、一五二	三、〇七五	同 七七
一八七〇	二、八六七	二、八二二	同 五五
一八七一	三、五六七	三、九七二	出超 四〇五
一八七二	三、五七〇	三、七六二	同 一九二
一八七三	三、五五五	三、七八七	同 二三二
一八七四	三、五〇七	三、七〇〇	同 一九三

一八七五	三、五三七	三、六七二	同 一三五
一八七六	三、九八七	三、五七五	入超 四一二

即ち佛蘭西が償金支拂の義務を負ひたる間は輸出超過の事相を貿易上に示し、償金支拂の完了するや、直に輸入超過の状態に復舊したるは、前表に於て明白にして、償金は或る程度まで、輸出超過に依て、支拂はれたる事實を争う可からず。今、聯合諸國が獨逸に償金を賦課するに當り、現金又は國債の形態を以て、之を徴收する以上は、其獨逸輸出貿易に及ぼす影響が往年普佛戰爭に伴う償金決濟當時に於て佛蘭西の貿易に及ぼしたるものと軌を一にす可きや、論を俟たざるなり。

聯合諸國の間に於ては、今や講和條件に關する議論漸く盛なり。而して戦時諸國に醸成せられたる反獨逸若しくは排獨逸思想の餘燼尙ほ滅するに至らず、隨て講和條約に於て、獨逸を經濟上の關係に於て壓迫し、國際經濟に於ける一勢力として、再起の餘力なからしめんとするの意嚮頗る強烈なるものあり。一例を擧ぐれば、英國人ウヰリヤム、ハーバット、ドウソン氏の近業「講和諸問題」を見るに、氏は獨逸

に對して、報復を加ふ可きことを主張する論者の計畫は政治的報復と經濟的報復との二種に區別するを得べしとし、而して經濟的報復として、左の數個條を列擧したり。

(一)聯合諸國は中歐諸國に對して、貿易上の「ボイコット」を加ふること。

(二)獨逸に對して、自由貿易を強制すること。

(三)ライン河を開放し、列國の爲めに其航運を自由にすること。

(四)キール運河を國際間の管理に移すこと。

(五)償金を賦課し、今後數十年獨逸をして聯合諸國の爲めに勞役せしむること。

以上の諸條件を個別的に見るときは、講和條件として、之を獨逸に課するに就て、相當の理由ありと雖も、更に全體の相關する點に就て云はんか、相互の間に大なる矛盾あり、又著しき枵格あることを認めざるを得ず。聯合諸國が中歐諸國に對して貿易上の「ボイコット」を行ひ、後者の物資の前者の市場に輸入せらるゝことを遮斷するの必要は經濟的報復の重要手段として、從來屢々主張せられたるゝことを遮固より此種の方策にして實行せられたりとせんか、其獨逸を苦しむることの甚だ

しきは論を俟たずと雖も、同時に聯合諸國も亦或る程度の犠牲を拂うことを強ひられざるや否や、抑も亦斯る方策は可能性を有するや否や、共に攻究を重ねざる可からず。此點に關する斷案を得るには、戰前英獨兩國の間に於て、佛獨兩國の間に於て、如何なる状態の下に、貿易の行はれつゝありしやに就て、知る所あるを要す。試に之に關する數字を示せば左の如し。

英獨兩國輸出入貿易類別表(單位百萬磅)

第一類 飲食料品并に煙草

	英國の獨逸より輸入したる高	同上内國消費高	獨逸に對する英國輸出高
一九〇九年	一三	一一、九	二、九
一九一〇	一一、七	一一、六	三
一九一一	一三、二	一三	三、九
一九一二	一一	一〇、九	四
一九一三	一六、四	一六、三	四

第二類 原料品

一九〇九	四、八	四、六	六、六
一九一〇	五、九	五、八	七

一九一一
一九一二
一九一三

五、一
四、九
六、六
六、三
七、一
六、八

六、八
七、二
八、四

第三類 製造品

一九〇九
一九一〇
一九一一
一九一二
一九一三

三九、四
四三、六
四六、四
五一、七
五六、一
五六、一

三六、五
四〇、一
四二、六
五六、一
五六、一

二二、九
二六
二七、六
二八
二七

第一類の貨物に就て見るに、英國の獨逸より輸入したる所は、同國の獨逸に輸出したる所に比較して、數倍の多きに居り、而して輸入額一千六百四十萬磅の六割七分即ち一千八十九萬四千磅は砂糖にして、英國が此輸入を排斥せんか、他に之に代る可き供給を求むるは、困難なりとす可く、其一班は戰時數年間に於ける砂糖供給の缺乏せる状態に依て、之を知るを得べし。第二類原料品中、英國の對獨輸出八百四十萬磅の六割三分即ち五百三十四萬六千磅は石炭にして、英國石炭は實に「フランクフルト」に於て獨逸石炭「シンヂキケート」と競争して、其販路を維持しつゝある

の状態なるを以て、其供給杜絶は獨逸の工業に困難を及ぼすの所以たる可し。第三類に就ては、兩國の關係最も交錯せるの趣あり。千九百十三年獨逸の英國に輸出したる化學工藝品は鹽酸加里、曹達、硝石を加へて、百八十三萬五千磅に上り、ホルター染料亦百七十一萬七千磅を數へ、一方に電氣機械、同部分品七十二萬千磅、其他諸機械百五十四萬六千磅の輸出あり、鐵、鋼鐵の輸出七百二十三萬二千磅亦其著しきものに屬する一方に、英國の對獨輸出は綿絲、綿布、綿製品の七百五十七萬四千磅と毛織絲、毛織物の八百十四萬七千磅とを以て、其重なるものとす。故に英獨兩國互に既製品の輸出入を拒否するときは、英國は化學工藝品の供給に於て、獨逸は綿絲綿布の供給に於て、共に困難なる地位に陥らざるを得ず。更に一考を要するは獨逸と英領殖民地との關係是れなり。即ち獨逸は英領殖民地より羊毛護謨等原料品の供給を仰ぐもの少なからず、英國が殖民地と協力して、是等原料品の獨逸に對する供給を杜塞し、一方に自國に對する供給を豊富にして、以て獨逸に代つて是等製品の販路を奪取せんか、所謂經濟的報復の手段たるを得るが如しと雖も、此手段を取る爲めに、自國先づ種々の犠牲を忍ばざる可からざるの一事は前記諸數

字の明に示す所なり。

次に千九百十三年に於ける獨佛兩國貿易上の關係を左の數項に區別するとき
は、兩國互に其關係を斷絶することに依て蒙る影響を明にするを得べし。

佛國の獨逸より輸入する貨物單位百萬法

- 石炭 一六五
- 機械、同部分品 一三二
- 穀物、穀粉 八七

佛國の獨逸に輸出する貨物單位同上

- 羊毛、毛屑絲 五七七
- 綿絲、綿屑絲 五一六
- 銅 一五、

佛蘭西にして獨逸より石炭機械等の輸入を拒否せんか、英國は之に代つて佛國
に是等物資の販路を擴張するを得べく、穀物穀粉に就ても亦英領殖民地をして獨
逸に代らしむるを得べしと雖も、佛蘭西は果して獨逸の供給を杜塞したる後に於

て以前と同一程度に於て、低廉豊富なる供給を收むるを得るや否や、明なるを得ず、
或る點に於ては英國若しくは英領殖民地をして獨逸供給者たる地位に就かしむ
るの恐なき能はざるなり。而して化學工藝品、皮革、織絲、綿製品、毛織製品等に就て
は、兩國互に輸出入を試み、其關係の交錯せるものあり。左に之を表示す。(單位百
萬法)

獨逸の對佛輸出

佛蘭西の對獨輸出

- | | | |
|-------|------|-------|
| 皮革類 | 八八、六 | 一二九、九 |
| 化學工藝品 | 八六、七 | 三九、九 |
| 織絲 | 四、二 | 二三、六 |
| 綿製品 | 二六、二 | 一〇、五 |
| 毛織製品 | 八、八 | 七、二 |

兩國互に輸出入の關係ある貨物に就て、其貿易を遮斷せんか、其結果、内國既存の
事業を保護するの效果ある可く、保護に依て充分に内國の事業に發達を告げざる
間は外國の輸入に依て、供給を補充するを要す可く、此補充の行はれざる間は、内國

の消費者をして不利の地位に陥らしめざるを得ざるなり。然らば聯合諸國は内國に於ける國民生活上の利害に顧みて、獨逸と貿易上の關係を絶つに、何等躊躇するものなきを得るや、一個の疑問とす可し。而して前記經濟的報復の一條件として、聯合諸國は獨逸に自由貿易を強制す可しと云ふ。之を強制するは、獨逸をして聯合諸國の爲めに、其市場を開放し、諸國の物資の獨逸市場に入るを便ならしむるの目的に出づるものなる可しと雖も、斯く獨逸に諸國の物資の輸入せられたる場合に獨逸は何を以て之を決濟せんとするや、其自國物資の輸出を以てせざる可からざるは、當然の數にして、此點より云はんか、第一と第二の個條は明に矛盾せりとす可く、第一と第五の個條亦矛盾せざるを得ず、講和に關する經濟上の諸問題が經濟學上の理論を離れ、一片の感情に支配せられつゝあるは、吾人の遺憾とする所なり。

經濟的反動の趨向

氣 賀 勘 重

歐洲大戰の結果として異常の好景氣の我が產業界に現れし以來戰後の反動を警むるの聲は常に朝野の識者に依りて唱へられ、好景氣の氣運愈々熾にして警戒の聲益々高きを致せるは我が財界兩三年の實狀なりき。曰く急激なる事業の膨脹を抑制して戦後に對する事業の基礎を確定するに務む可し。曰く一時の景氣に眩惑せられて無謀の事業擴張を企つること勿れと。然かも戦亂は意外に久しきに亘りて繼續し、識者の杞憂せる反動は容易に現はれずして景氣は益々昂進し、無謀なる冒險的企業家多くは成功して慎重なる者却つて其後に墮着たるの實あるに及び、事業の新設擴張は好景氣に伴ふ利潤の増進と共に益々盛に行はれたるの